

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について
(令和3年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）162,944 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	419,403	275,775	3,800	0	12,152	127,676
	高齢者福祉事業	518,644	39,982	1,000	12,303	40,442	424,917
	児童福祉事業	624,910	151,549	352,400	37,826	7,225	75,910
	母子福祉事業	1,566	0	1,300	0	23	243
	小 計	1,564,523	467,306	358,500	50,129	59,841	628,747
社会 保険	介護保険事業	454,060	23,763	0	8,215	36,681	385,401
	国民健康保険事業	166,608	57,308	0		9,499	99,801
	小 計	620,668	81,071	0	8,215	46,180	485,202
保健 衛生	高齢者医療事業	330,633	60,066	0	0	23,514	247,053
	病院事業	343,398	0	0	0	29,843	313,555
	疾病予防対策事業	156,977	106,927	0	10,586	3,430	36,034
	医療提供体制確保事業	1,577				137	1,440
	小 計	832,585	166,993	0	10,586	56,923	598,083
合 計		3,017,776	715,370	358,500	68,930	162,944	1,712,032
		3,017,776	715,370	358,500	68,930		